

## 浜松市子育て世帯に対するフードパントリー事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市子育て世帯に対するフードパントリー事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本事業は、物価高騰等の影響を受け、生活に困窮している子育て世帯に対し、無料配付会の開催等により食料品や生活用品などを提供することで、経済的負担を軽減するとともに、こどもと家庭の生活状況や困りごとを確認・把握するなかで、支援の必要があるこども等を発見した際に、行政の相談窓口等の適切な支援機関につなぐことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「こども」とは、原則として、18歳以下の者を指す。
- (2) この要綱において「フードパントリー」とは、こどもがいる生活困窮世帯に対して、無料で食料品や生活用品等（以下「食料品等」という。）を配付する取り組みを指す。
- (3) この要綱において「事業実施者」とは、第5条に掲げる事業内容を適切に実施することができる市長が認める者で、次に掲げる要件のすべてを備えた者とする。
  - ア 市内でこどもや子育て世帯に対して、広く支援活動を実施する団体であること。
  - イ 特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人等の法人格を有する団体又は5人以上で構成する市民団体であること。
  - ウ 活動内容が公序良俗に反する団体でないこと。
  - エ 特定の政治・宗教活動を目的とする団体でないこと。
  - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体でないこと。

### (実施主体及び事業の委託)

第4条 本事業の実施主体は、浜松市とする。

2 市長は、第5条に掲げる事業内容を適切に実施することができる市長が認める者（以下「事業実施者」という。）に事業の全部又は一部を委託するものとする。

### (業務の内容)

第5条 事業実施者は、こどもを養育する世帯の経済的な負担軽減及びこどもの社会的孤立や孤独の解消を図るため、支援対象者に対し、次に定める業務を実施する。

- (1) 事前登録制の無料配付会の開催による食料品等の支給
  - (2) 前号の無料配付会の申込期間及び開催時における支援情報の提供及び相談対応
  - (3) 緊急に支援が必要であると認める世帯に対する食料品等の支給及び相談対応
  - (4) その他市長が必要と認めること
- 2 前項第1号の実施にあたっては、次に定める業務を実施する。
- (1) 会場並びに運営スタッフの確保
  - (2) 食料品等の支給物品の選定・購入・提供依頼及びその受入れ
  - (3) 食料品等の支給物品の適切な保管
  - (4) 本事業の広報活動
  - (5) 支援対象者からの事前登録の申込み受け
  - (6) 支援対象者への配付会の日時等の開催案内
  - (7) 運営スタッフ等の人材育成
- 3 第1項第2号の実施にあたっては、あらかじめ公的支援情報及び民間支援団体の支援情報を収集し、支援対象者に対し適切な情報提供を行う。
- 4 第1項第3号の実施にあたっては、支援対象者の状況に応じて、配送や訪問による支援を実施する。
- 5 国、地方公共団体、民間等から他の補助金の交付を受けて実施する事業は、本事業の業務に含めない。

#### (支援対象者)

第6条 本事業で食料品等を支給する支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、市内に居住する子どもを養育する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり親世帯で、あらかじめ事業実施者に対し、利用の申込みのあった世帯のうち、支援が必要であると認める世帯
  - (2) 一時的な事情により困窮しており、あらかじめ事業実施者に対し、利用の申込みのあった世帯のうち、支援が必要であると認める世帯
  - (3) 事業実施者が把握している困窮世帯で、支援が必要であると認める世帯
  - (4) その他市長が緊急に支援の必要があると認める者
- 2 支援対象者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 支給された食料品等の二次配付、転売及び金銭その他有価物との交換は行ってはならない。
  - (2) 支給された食料品の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギー等への注意及び食品衛生上の問題については、受け取った支援対象者が責任を負うものとする。
  - (3) 支給された生活用品の使用に伴う事故等のトラブルについては、受け取った支援対象者が責任を負うものとする。

#### (支援対象者の世帯状況の把握)

第7条 事業実施者は、支援対象者について次のことを確認の上、支援を行うものとする。

- (1) 基本情報（住所、連絡先等）
- (2) 就労・収入情報（父母の就労状況、収入状況等）

- (3) こどもの状況（性別、年齢等）
- (4) 手当等の支給状況（生活保護費、児童扶養手当等）
- (5) その他市長が必要と認めること

#### （事業の実施）

第8条 事業実施者は、支給を希望する者から、第7条に掲げる支援対象者の世帯状況を把握し、支援対象者を決定するものとする。

2 事業実施者は、第1項の規定により本事業を行うときは、当該支援対象者に「フードパントリー利用登録通知兼配付引換券（第1号様式）」を送付し、会場及び配付日時を通知するものとする。

3 事業実施者は、第1項の規定により本事業を行うときは、「フードパントリー事業受付簿（第2号様式）」により、第7条に掲げる支援対象者の世帯状況について管理するものとする。

#### （実施頻度）

第9条 本事業の実施頻度については、次の通りとする。

- (1) 同一の支援対象者に対する第5条第1項第1号による食料品等の支給は、3か月に1回程度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 第5条第1項第2号及び第3号の実施は、必要に応じて随時行うものとする。

#### （報告）

第10条 実施事業者は、事業終了後速やかに次に掲げる書類を作成し、市長に報告しなければならない。

- (1) フードパントリー事業実績報告書（第3号様式）  
相談等実施状況報告書（第3号様式 別紙）
- (2) フードパントリー事業配付物報告書（第4号様式）

#### （個人情報の保護）

第11条 実施事業者は、本事業の実施に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

#### （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

フードパントリー利用登録通知 兼 配付引換券

利用者名	様	登録番号	(会場) - (通し番号) 【 - 】
配付日時	令和 年 月 日 ( 曜日) AM・PM : ~ :		
配付会場	会場名 ( ) 住所 ( )		

※配付会場の受付で、この引換券を提出してください。

【市・事業所使用欄】アンケート ※今後の事業実施の参考とするため、アンケートにご協力ください。

1 このフードパントリー事業をどのように知りましたか？ (いくつでも○)

- ① 実施団体のホームページ      ② 市のホームページ      ③ 新聞やマスメディア等
- ④ SNS等      ⑤ 知人、友人からの情報      ⑥ 民生委員・児童委員からの紹介
- ⑦ 学校や幼稚園、保育園等での紹介      ⑧ 学習教室会場での紹介
- ⑨ 市からの通知・紹介      ⑩ その他 ( )

2 フードパントリーの配付物品にどのような物が入っていると助かりますか？ (いくつでも○)

- ① 米      ② パスタ等の乾麺      ③ パン      ④ 缶詰・レトルト食品      ⑤ カップ麺      ⑥ 野菜
- ⑦ 果物      ⑧ 調味料      ⑨ お菓子      ⑩ 清涼飲料水      ⑪ 洗剤類      ⑫ 石鹸・シャンプー類
- ⑬ ティッシュ・トイレットペーパー      ⑭ こども用の紙おむつ      ⑮ 生理用品
- ⑯ その他 ( )

3 現在、どのようなことにお困りですか？ (いくつでも○)

- ① 食費のこと      ② 住居費のこと      ③ 公共料金の支払のこと      ④ こどもの教育費のこと
- ⑤ 育児・子育てのこと      ⑥ 仕事に関すること      ⑦ 健康のこと      ⑧ 相談相手がないこと
- ⑨ その他 ( )

利用にあたっての同意欄

※下記の①②について確認し、利用者名欄に署名の上、配付物品との引換時に提出してください。

①事業の利用と個人情報に関する事項

私は、子育て世帯に対するフードパントリー事業を利用することを希望します。

なお、利用にあたり提供する私及び私の世帯の個人情報については、浜松市及び事業実施者が子育て支援や生活支援の実施に必要と判断する範囲内において、利用及び関係機関への情報提供することに同意します。

②配付物品の受領に関する事項

次の事項に同意した上で、子育て世帯に対するフードパントリー事業による配付物品を受領します。

- (1) 配付物品は必ず自己消費し、二次配付、転売及び金銭その他有価物との交換は行わない。
- (2) 配付された食料品の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギー等への注意及び食品衛生上の問題については、受け取った利用者が責任を負うものとする。
- (3) 配付された生活用品の使用に伴う問題については、受け取った利用者が責任を負うものとする。

浜松市長宛て

上記①②について同意します。

令和 年 月 日

利用者名

管理番号 (会場一通し番号)	保護者情報		提供した支援サービス				
	氏名	生年月日	食料品	生活用品	生理用品	相談対応	情報提供
0 - 1	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 2	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 3	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 4	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 5	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 6	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 7	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 8	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 9	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 10	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 11	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 12	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 13	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 14	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 15	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 16	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 17	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 18	0	1900/1/0					
	0	1900/1/0					
0 - 19	0	1900/1/0					

管理番号 (会場-通し番号)	登録 新規・ 継続	保護者情報				世帯の困窮状況の確認		連絡先			こどもの情報 年齢	提供した支援サービス					備考 その他特記事項
		氏名	生年月日	年齢	就労状況	月額世帯収入 (手取り)	各種手当の受給状況	住所	電話番号	メールアドレス		食料品	生活用品	生理用品	相談対応	情報提供	
- 1				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 2				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 3				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 4				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 5				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 6				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 7				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 8				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 9				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 10				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 11				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 12				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 13				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 14				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										
- 15				126			児童扶養手当										
				126			生活保護										



(第3号様式)

## フードパントリー事業実績報告書

(あて先) 浜松市長

所在地  
団体名  
代表者名

子育て世帯に対するフードパントリー事業（〇〇会場）の実施状況を次のとおり報告します。

### 1 実施内容

実施時期	事業内容	実績
(例) 〇月〇〇日～ 〇月〇〇日	広報（ホームページ、チラシ）の作成、 学習教室会場等へのチラシの配布	・開催会場近隣の学習教室会場3か 所にチラシ配布 ・〇〇協働センターにチラシ配布

※行が不足する場合は、追加すること。

## 2 支援の実績

### (1) 1回目無料配付会

実施場所	(住 所) (会場名)
------	----------------

	期間	食料品等の提供	支援情報の提供	相談対応
事前	(受付開始～開催日前日) 月 日 ~ 月 日	世帯	世帯	世帯
当日	(配付会 1 回目当日) 月 日	世帯	世帯	世帯
事後	(開催日以降～次期受付開始前日) 月 日 ~ 月 日	世帯	世帯	世帯
合計		世帯	世帯	世帯

### (2) 2回目無料配付会

実施場所	(住 所) (会場名)
------	----------------

	期間	食料品等の提供	支援情報の提供	相談対応
事前	(受付開始～開催日前日) 月 日 ~ 月 日	世帯	世帯	世帯
当日	(配付会 2 回目当日) 月 日	世帯	世帯	世帯
事後	(開催日以降～契約終期) 月 日 ~ 月 日	世帯	世帯	世帯
合計		世帯	世帯	世帯

※提案回数に応じて表を追加すること。

### 3 事業の効果

### 4 今回の反省点と今後の取組み

### 5 その他

- \* 支援情報の提供、相談対応を行った際には、相談等実施状況報告書（第3号様式 別紙）により、相談内容、対応等について報告すること。
- \* 無料配付会当日の写真（駐車場、受付、配付物品の中身等、配付会場の様子等を収めたもの）を提出すること。開催日ごとにとりまとめること。
- \* 配付した世帯に対し実施したアンケートの集計結果を提出すること。

(第4号様式)

## フードパントリー事業配付物報告書

配付会開催日ごとに、1家庭あたりの平均的な配付物について記載すること。

開催日	品名	単価	数量	計
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合計(1家庭あたり)				円

開催日	品名	単価	数量	計
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合計(1家庭あたり)				円

※実施回数や品目に応じて、行を追加すること。  
※本様式に記載の項目が含まれた独自様式でも可とする。  
※配付物1セットの内容が分かる写真を添付すること。